

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

令和8年度における受給資格(国籍等)の確認等については、国のシステム改修の都合上、一時的にマイナンバーを用いた情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施せず、住民基本台帳ネットワークシステム等を利用した特例的な運用としている。(令和9年度から情報連携を再開予定)

評価実施機関名

徳島県教育委員会

公表日

令和8年8月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)
②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、公立高等学校等在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する事務である。受給資格の制限があるため、生徒の国籍等や保護者等の住民税情報等から、受給資格の判定を行う。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー、高等学校等就学支援金事務処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等就学支援金関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 123 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表 123 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表151の項及び第153条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	徳島県教育委員会生涯学習課
②所属長の役職名	生涯学習課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島県教育委員会生涯学習課 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1 電話 088-621-3144
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島県教育委員会生涯学習課 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1 電話 088-621-3144
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知をしている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月6日	I の5の②所属長	学校教育課長 後藤 浩代	学校教育課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月6日	II の1「いつ時点の計数か」	2016/4/1	2018/4/1	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月6日	II の2「いつ時点の計数か」	2016/4/1	2018/4/1	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	I の1の③ システムの名称	団体内統合宛名システム, 中間サーバ	団体内統合宛名システム, 中間サーバ, 高等学校等就学支援金事務処理システム	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	I の4の② 法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二項113	削除	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	I の5の① 部署	徳島県教育委員会学校教育課	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	I の5の② 所属長の役職名	学校教育課長	グローバル・文化教育課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	I の7 請求先	徳島県教育委員会学校教育課	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	I の8 連絡先	徳島県教育委員会学校教育課	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	II の1「いつ時点の計数か」	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	II の2「いつ時点の計数か」	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年6月17日	I の1の② 事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、公立高等学校等在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する事務である。受給資格の制限があるため、保護者等の住民税情報(所得割額)等から、受給資格の判定を行う。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、公立高等学校等在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する事務である。受給資格の制限があるため、保護者等の住民税情報等から、受給資格の判定を行う。	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年6月17日	II の1「いつ時点の計数か」	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年6月17日	II の2「いつ時点の計数か」	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	II の1「いつ時点の計数か」	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	II の2「いつ時点の計数か」	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	I の4の② 法令上の根拠	番号法第19条第7項	番号法第19条第8号	事後	法律の改正に伴う修正
令和5年6月29日	I の5の① 部署	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課	徳島県教育委員会生涯学習課	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	I の5の② 所属長の役職名	グローバル・文化教育課長	生涯学習課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和5年6月30日	I の7 請求先	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課	徳島県教育委員会生涯学習課	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和5年6月30日	I の8 連絡先	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課	徳島県教育委員会生涯学習課	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和5年6月30日	II の1「いつ時点の計数か」	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和5年6月30日	II の2「いつ時点の計数か」	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和6年6月28日	I の3「法令上の根拠」	番号法第9条第1項 別表第一 91 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条	番号法第9条第1項 別表 123 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条	事後	法律の改正に伴う修正
令和6年6月28日	I の4の②「法令上の根拠」	番号法第19条第8号 別表第二 113 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号	番号法第19条第8号 別表 123 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令第153条各号	事後	法律の改正に伴う修正
令和6年6月28日	II の1「いつ時点の計数か」	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和6年6月28日	II の2「いつ時点の計数か」	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和7年6月19日	II の1「いつ時点の計数か」	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和7年6月19日	II の2「いつ時点の計数か」	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和8年8月14日	評価書全体 ※項目の詳細は以下のとおり (変更日: 令和8年8月14日分)	令和8年8月修正時点の記載内容 ※詳細は以下のとおり(変更日: 令和8年8月14日分)	令和8年8月再実施時点の最新情報 ※詳細は以下のとおり(変更日: 令和8年8月14日分)	事前	直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前の定期的な再実施に伴い、公表日および計数情報等を最新の実態に更新するもの。
令和8年8月14日	特記事項		令和8年度における受給資格(国籍等)の確認等については、国のシステム改修の都合上、一時的にマイナンバーを用いた情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施せず、住民基本台帳ネットワークシステム等を利用した特例的な運用としている。(令和9年度から情報連携を再開予定)	事前	今年度のみの特例運用の追記のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月14日	I の1の② 事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、公立高等学校等在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する事務である。受給資格の制限があるため、保護者等の住民税情報等から、受給資格の判定を行う。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、公立高等学校等在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する事務である。受給資格の制限があるため、生徒の国籍等や保護者等の住民税情報等から、受給資格の判定を行う。	事前	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和8年8月14日	I の4の② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表 123 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第153条	番号法第19条第8号 別表 123 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表151の項及び第153条	事前	法律の改正に伴う修正
令和8年8月14日	II の1「いつ時点の計数か」	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事前	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和8年8月14日	II の2「いつ時点の計数か」	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事前	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。